

過疎地域の再生を図るための新たな法律の制定を求める意見書

我が国の過疎対策については、昭和45年以降、4次にわたる特別措置法に基づき、総合的な過疎対策が推進され、社会基盤の整備や産業の振興等に一定の成果をあげてきたが、都市部と過疎地域との間にはいまだ格差が残されている。

過疎地域は、国土・環境の保全、水や食料の供給、美しい景観や歴史文化の継承など、非常に重要な役割を果たしている国民共通の財産であるが、急速な人口減少や著しい少子高齢化に直面している。

また、第一次産業をはじめとする地域産業の衰退により、地域の活力が失われ、消滅の危機に瀕している集落が増加しており、住民生活の安全・安心にかかわる新たな問題が生じている。

さらには、三位一体の改革による大幅な交付税の削減などにより、過疎地域を抱える地方自治体は厳しい財政運営を余儀なくされており、加えて、現下の百年に一度ともいわれる経済危機により、過疎地域の状況はこれまでも増して悪化するなど、都市部との地域間格差は開くばかりである。

このような状況の中、現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成21年度末をもって法期限を迎えるが、都市部との地域間格差を解消し、過疎地域の再生を実現するためには、過疎地域で暮らす住民の生活を守っている地方自治体に対し、法律に基づく国の財政支援制度が不可欠である。

よって、国においては、過疎地域のおかれた厳しい実情を踏まえ、過疎地域はかけがえのない国民共通の財産であるとの認識のもと、国家的課題として過疎地域の再生を図るため、住民生活に密着した対策を可能とする新たな立法措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月19日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗